

石総総第 75 号  
令和 5 年 7 月 6 日

石垣市議会議長  
我 喜 屋 隆 次 様

石垣市長 中 山 義 隆

再 議 書

平成 27 年第 10 回定例会の 12 月 11 日の会議において議決された議案第 112 号「工事請負契約について」は、下記理由により違法であるので、地方自治法第 176 条第 4 項の規定により再議に付する。

記

理 由

地方自治法第 117 条に規定する除斥事由に該当する議員を除斥せずに議決されたことは、同法に違反するので再議に付するものである。